【介護保険料の算定方法】

明和町介護保険事業計画に基づく、令和６年度から令和８年度までの65歳以上の方の介護保険料は、住民税の課税状況・年金収入等によりフロー図のとおり区分されます。

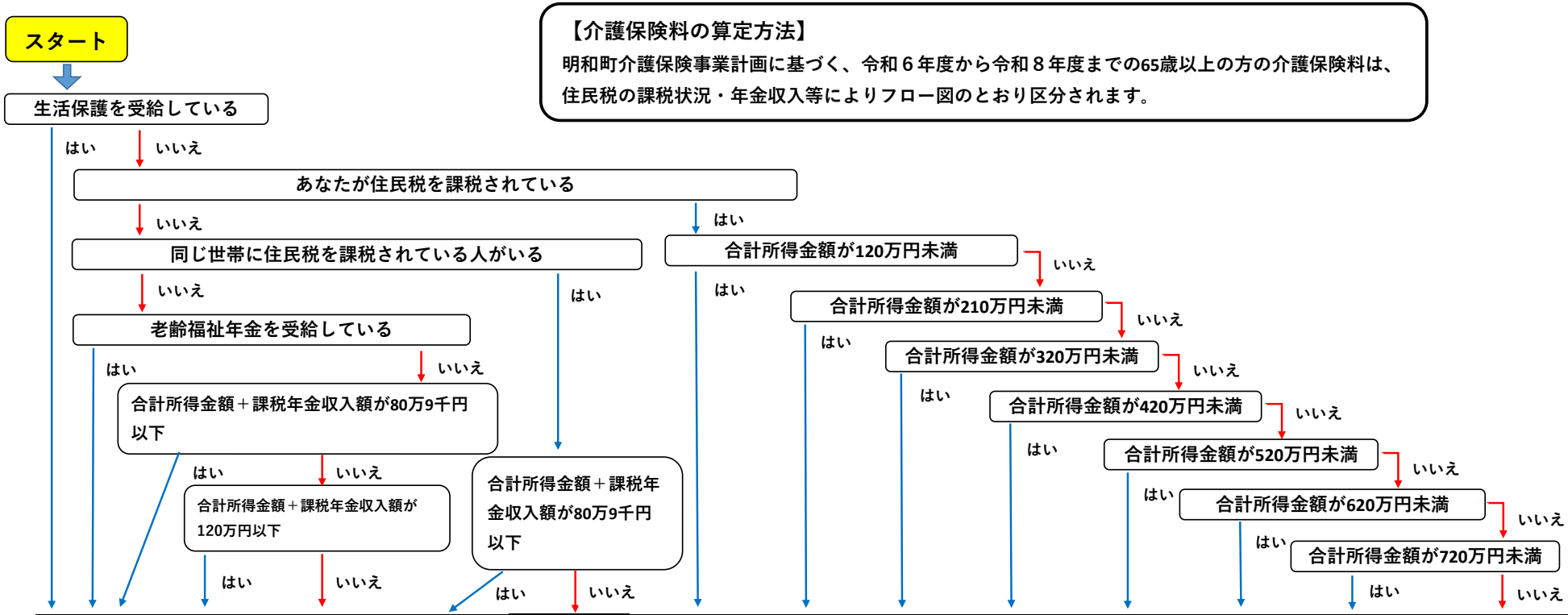

	第１段階	第２段階	第３段階	第４段階	第５段階	第６段階	第７段階	第８段階	第９段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階
保険料算定式	基準額×0.285	基準額×0.485	基準額×0.685	基準額×0.90	基準額×1.00	基準額×1.20	基準額×1.30	基準額×1.50	基準額×1.70	基準額×1.90	基準額×2.10	基準額×2.30	基準額×2.40
保険料年額	19,920円	33,840円	47,760円	62,640円	69,600円	83,520円	90,480円	104,400円	118,320円	132,240円	146,160円	160,080円	167,040円
保険料月額	1,660円	2,820円	3,980円	5,220円	5,800円	6,960円	7,540円	8,700円	9,860円	11,020円	12,180円	13,340円	13,920円
対象者	住民税非課税世帯 ●生活保護受給者●老齢福祉年金受給者●本人の年金収入等が80万9千円以下の方	住民税非課税世帯 ●本人の年金収入等が120万円以下の方	住民税非課税世帯 ●本人の年金収入等が120万円を超える方	●世帯に住民税課税者がいる場合で、本人が住民税非課税で年金収入等が80万9千円以下の方	明和町基準額 ●世帯に住民税課税者がおり、本人が住民税非課税者で「第４段階」以外の方	●本人が住民税課税者で合計所得金額が120万円未満の方	●本人が住民税課税者で合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	●本人が住民税課税者で合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	●本人が住民税課税者で合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	●本人が住民税課税者で合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	●本人が住民税課税者で合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	●本人が住民税課税者で合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	●本人が住民税課税者で合計所得金額が720万円以上の方

※合計所得金額及び課税年金収入額はそれぞれ前年中のもので計算します。